# 令和６年度第２回名古屋市障害者差別解消庁内推進会議

日時：令和７年２月３日（月）午前９時50分～
場所：特別会議室

１　市を当事者とする障害者差別に関する相談事例　【資料１】(P. 1)

２　障害者への配慮についての取り組み事例　【資料２】(P. 5)

３　本市における障害者差別解消の推進にかかる主な取り組み　【資料３】(P. 18)

４　「名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例」の改正について　【資料４】(P. 32)

＜参考資料＞
名古屋市障害者差別解消庁内推進会議設置要綱（P. 37）

【資料１】

# １　市を当事者とする障害者差別に関する相談事例（令和６年４月～９月）

## （１）趣　旨

令和６年度上半期に、各局室区から報告のあった障害者差別に関する相談事例の集計結果を、各部署へフィードバックすることで、障害者差別に関する取り組みに活かしていただくもの。

## （２）相談件数（令和６年４月～９月）

| 相談件数 | 申出内容別の状況 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 職員の対応 | | | 事務事業の実施方法等 | | 施設のバリアフリー関係 | その他の相談等 |
| | 差別的言動 | 不当な差別的取扱い | 合理的配慮の不提供 | 不当な差別的取扱い | 合理的配慮の不提供 | | |
| ５件<br>（１件） | ０件 | １件 | ０件 | ０件 | １件 | １件<br>（１件） | ２件 |

※（　　）内件数は、名古屋城バリアフリー関係分（再掲）
※ 障害者差別相談センター及び地域の相談窓口にて対応した本市関連の事案件数を含む

（参考）相談件数の推移

| 年度 | 相談件数 | 職員の対応 | | | 事務事業の実施方法等 | | 施設のバリアフリー関係 | その他の相談等 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 差別的言動 | 不当な差別的取扱い | 合理的配慮の不提供 | 不当な差別的取扱い | 合理的配慮の不提供 | | |
| R元 | ９件 | １件 | ２件 | ０件 | ０件 | ０件 | １件 | ５件 |
| R2 | ４件 | ０件 | ０件 | ０件 | ０件 | ０件 | １件 | ３件 |
| R3 | ５件 | １件 | ０件 | １件 | ０件 | １件 | ０件 | ２件 |
| R4 | ５件 | １件 | ０件 | １件 | ０件 | １件 | ０件 | ３件 |
| R5 | 193件<br>（185件） | １件 | １件 | １件 | ０件 | １件 | 79件<br>（78件） | 161件<br>（156件） |

※ 申出内容別の状況については、複数の区分に該当する場合があるため、受付件数と一致しない。
※（　　）内件数は、名古屋城バリアフリー関係分（再掲）

## （３）主な相談事例の概要

| | |
|---|---|
| 事例１ | 区役所からの送付文書について |
| 相談者 | 障害当事者（視覚障害） |
| 相談内容 | 区役所の色々な課から文書を送付してもらっているが、届いた後に、ヘルパーに読んでもらって内容を把握し、それからヘルパーを手配して実際に区役所に行けるようになるまでに時間がかかってしまう。さらに、手続きに別の書類が必要な場合、期限までの期間が短いと間に合わなくなる恐れがある。<br>そのため、区からの送付物があるときに、あらかじめ何の書類を送っていただくのかを電話で伝えてほしい。また、送っていただく封筒等に、所属の名前と電話番号を点字で表示するように対応してほしい（申出者の妻も視覚障害1級であり、他に同居の親族はいない）。（瑞穂区） |
| 対　応 | 課長級以上の出席する会議で現状の確認と今後の方針を検討し、当人及び妻への送付物がある課（総務課、福祉課及び保険年金課）は、事前に電話連絡を行い、封筒には所属の名前と電話番号の点字表示の対応をすることとした。 |

○ 障害者差別相談センターにて対応した本市関連の事案

| | |
|---|---|
| 事例２ | 区役所での本人確認について |
| 相談者 | 障害当事者（吃音症） |
| 相談内容 | 区役所で住民票を受け取る時など、本人確認のために名前を言う必要があるが、吃音症のため、周りの目も気になるため言いづらい。市全体で、本人確認の際は「本人確認の為、運転免許証かマイナンバーカードをご提示ください」と徹底して言うようにしてほしい。 |
| 対　応 | 当該区役所に事実確認をしたところ、窓口に来た全員に運転免許証等の提示を求めると、そこまで必要なのか、と一般の人から反感をもらう可能性があるとのことだったが、その後、窓口には「本人確認は運転免許証等の提示により行うこともできます」と書いた立札をカウンターに設置したと報告があった。相談者には、ヘルプカードの利用を提案し、フィードバックして対応を終了した。 |

# 知っていますか。ヘルプカード

「手助けが必要な人」と「手助けする人」を結ぶカードです。

**ヘルプマーク**

援助や配慮を必要としている方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるマークです。

## ヘルプカードとは‥

自分から「困った」と伝えるのが苦手な人が、緊急時や災害時などに、このカードを見せることで、まわりの人に助けを求めるものです。

ヘルプカードをお持ちの方が困っているところを見かけたら、「お手伝いしましょうか？」と声をかけたうえで、ヘルプカードに書いてある内容について支援や配慮をお願いします。

## こんな場面でお使いください。

日常で困ったときに‥

緊急のときに‥

災害のときに‥

### 配布場所

**区役所福祉課、支所区民福祉課、保健センター保健予防課**
**障害者基幹相談支援センター**

## 助けてもらいたい内容を書いてお使いください。

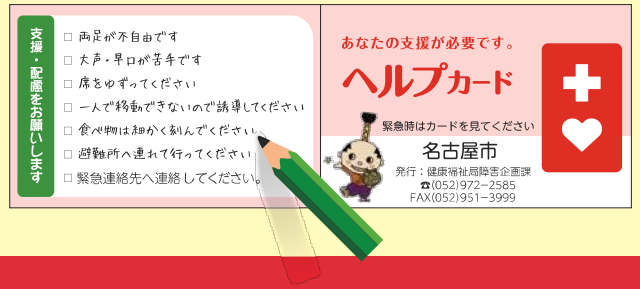


※中面には、ご自身のこと、緊急連絡先、かかりつけ医療機関の記入欄があります。

問い合わせ先　名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課　電話：052-972-2585　FAX：052-951-3999

# ヘルプマークを知っていますか？

## 援助が必要な方のためのマークです。

外見からは分からなくても援助が必要な方がいます。
このマークを見かけたら、バスや電車内で席をゆずる、
困っているようであれば声をかける等、
思いやりのある行動をお願いいたします。

名古屋市ではヘルプカードを
配布しております。

必要とされる方は、お近くの区役所福祉課、
支所区民福祉課、保健センター保健予防課、
障害者基幹相談支援センターまでお越しください。

名古屋市健康福祉局

問い合わせ先　名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課　電話：052-972-2585　FAX：052-951-3999

【資料２】

## ２　障害者への配慮についての取り組み事例

### （１）趣　旨

各局室区における障害者への配慮についての取り組み事例の照会結果です。毎年実施していますが、新たな取り組みも追加した事例集をフィードバックすることにより、各職場における取り組みに活かしていただくものです。

不特定多数の障害者向けに事前的改善措置を行う「環境の整備」と、特定の障害者に対して個別の状況により行う「合理的配慮の提供」を両輪として進めることが重要です。

### （２）障害者への配慮についての取り組み事例

別添のとおり（※ 追加ヶ所：太字・網掛け付き）

【参考】障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法（関係部分抜粋）

（基本理念）

第３条　障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

１～２　（略）

３　障害者が取得する情報について、可能な限り、障害者でない者が取得する情報と同一の内容の情報を障害者でない者と同一の時点において取得することができるようにすること。

４　デジタル社会（デジタル社会形成基本法第 2 条に規定するデジタル社会をいう。）において、全ての障害者が、高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術の活用を通じ、その必要とする情報を十分に取得し及び利用し並びに円滑に意思疎通を図ることができるようにすること。

# 障害者への配慮についての取り組み事例

1　窓口・案内

| 主な対象 | 事　　例 |
|---|---|
| 全　　般 | 区役所・施設での移動時や駅での移動・乗降時における介助・誘導・同行 |
| | フロアサービス員を配置し、申請書の記入方法の案内や支援等を実施 |
| | サービス介助士の資格を持つ職員の配置 |
| | 福祉コンシェルジュを配置し、窓口案内や手続きの支援等を実施 |
| | 受付カウンターにスティックラバー（杖立）を設置 |
| | 窓口への来庁が困難な人に対する郵送での対応 |
| | 申請書類に記入できない場合の代筆の実施 |
| | 耳の不自由な方や歩行の不自由な方を窓口に呼ぶときは直接フロアーに出向いて対応 |
| | 窓口にみえた際に声かけができない人に対してすぐに対応できるように呼び鈴・呼出ボタンを設置 |
| | 窓口でお客様を呼び出すための特大受付番号を貼り付けたファイルの提示 |
| | バリアフリートイレやスロープ等の案内表示の確認・追加 |
| | （本人の意向による）優先席利用時の周囲への声かけ |
| | 乗車券や自動販売機の商品の購入の手伝い |
| | 障害に配慮したナースコールの配備 |
| | 施設の利用に関して困ったことを気軽に尋ねてもらえるような案内表示の設置 |
| | トイレの案内表示の増設 |
| | 平仮名や英数字による地下鉄駅名の表示 |
| | 障害のある方への連絡について、個別の事情に応じた方法（文書、電話、メールなど）で連絡 |
| | 障害のある様々な方へ対応できるよう、受付窓口にはハイカウンターとローカウンターの両方を設置 |
| | 申請書の記入箇所に印をつけたり、メモを添付するなどの分かりやすい記載指導を実施 |
| 視覚障害 | 読み上げによる対応 |
| | 文字を拡大した説明カードでの説明 |
| | 老眼鏡や拡大鏡の窓口への設置 |
| | 音声コード（SP コード）（文字情報をデジタル情報に変換した二次元コード）を読み上げる「視覚障害用活字文書読上げ装置」の窓口への配置 |

| | |
|---|---|
| 視覚障害 | 薬袋（服用回数の説明）に点字シールを貼り付け |
| | バス停や自動販売機での点字による情報提供 |
| | 地下鉄駅改札の駅員呼出しインターホンの設置場所を窓口カウンター正面卓上に統一 |
| | 交通局のテレホンセンターにおける時刻表等の読み上げ |
| | 音声で確認できる血糖測定器やインスリン注射の補助具（ルーペや操作補助具）を用意 |
| | 国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、障害者医療証、福祉給付金資格者証、介護保険被保険者証等への点字シールの貼付 |
| | 現金収納や口座振替登録を行う窓口に昇降式のデスクを設置 |
| | 市民意識調査の際にアンケート用紙の点字版も作成 |
| | **【追加】**介護保険料**や後期高齢者医療保険料**の納入通知書等を送付する際に希望に応じて点字版を作成**（健康福祉局）** |
| | 新型コロナウイルスワクチンの集団接種会場で配布している「接種後のお願い」の点字版を用意 |
| 聴覚障害 | 「耳マーク」及び「筆談マーク」を掲出して筆談やコミュニケーションボードによる対応等を実施 |
| | 筆談用ボードの窓口への設置 |
| | ゆっくり、はっきりと口元が分かるように説明 |
| | 「耳マーク」及び「手話マーク」を掲出して手話通訳の可能な職員や案内スタッフを配置 |
| | タブレット端末を使った遠隔手話通訳（テレビ電話機能の活用）、筆談（音声を文字化できるアプリ（UD トーク）やディスプレイ画面で筆談ができるアプリ（UD 手書き）の活用） |
| | 案内表示装置（駅構内の電光表示板や地下鉄の車内案内表示装置（ハッチービジョン）等）を用いた緊急時の情報提供 |
| | 地下鉄駅やサービスセンターでのタブレット端末を用いた案内 |
| | 説明カード・装置のランプの色・ホワイトボード等を活用した説明 |
| | コミュニケーションボードによる問診（外国語（10 か国語）でも対応） |
| | 筆談用ボードを新型コロナウイルスワクチンの集団接種会場に準備 |
| | 助聴器の窓口への設置 |
| 肢体不自由 | 荷物の上げ下ろしの手伝い |
| | 車いす使用者等のスペースの確保や低床カウンターへの案内 |
| | 車いす使用者等の対応の際には職員が 1 階に降りて対応 |

| | |
|---|---|
| 肢体不自由 | 車いす使用者等の降車駅への連絡 |
| | （ホームと車両との隙間や段差の解消のため）地下鉄への乗降時の渡り板による介助 |
| | 施設利用者への器具（車いす・車いすのタイヤを保護するカバー・電動カート・杖等）の貸出し |
| | インターホン等による対応 |
| | 出入口（手動ドア）の開閉の介助 |
| | 車いす使用者の目線を意識したバリアフリートイレの表示位置の変更 |
| | 車いす使用者が180度回転できる通行幅（140㎝以上）を確保 |
| | 車いす利用者に対して、時間外の出入りについて他の利用者とは別に移動距離の短い出入口を開放 |
| | 足に障害のある方が座って書類記入できるようバインダーを提供 |
| 知的障害 | 相手の状況に合わせて、話す内容や速さ等を伝わりやすいように対応 |
| 精神障害 | 不安を感じさせないように穏やかな口調で会話 |
| | できるだけ静かな場所で話を聞くように対応 |
| | 口頭での説明での理解が難しい場合は、メモ等に筆記して説明を分かりやすくして伝達 |
| | 対人恐怖症など対人状況で緊張や不安が強い方に、直接会話をせずにメールで質問に答えるなどの対応 |

２　広報（印刷物・映像）

| 主な対象 | 事　　例 |
|---|---|
| 全　　般 | デザインや文字を印刷物ガイドラインや福祉都市環境整備指針に基づいた印刷・配色・字体で設定 |
| | 動画にふりがなをつけた字幕を掲載（文字情報が有用な聴覚障害者と漢字は読めなくてもひらがならば読める知的障害者への配慮） |
| | 問合せ先のFAX番号の併記 |
| | 「広報なごや」に掲載する記事の問い合わせ先には、原則、電話番号と合わせてFAX番号やメールアドレス等も記載 |
| 視覚障害 | 点字版の作成または点字の貼り付け |
| | 拡大版（弱視の人が読めるように文字を拡大したものや拡大印刷したもの）の作成 |
| | テキストデータ（音声読み上げソフトに対応した形式）の提供 |

| | |
|---|---|
| 視覚障害 | 音声版（文字情報が録音されたCD等）の作成 |
| | 音声コード（Uni-Voice（ユニボイス）、SPコード等の二次元コード）の印刷<br>※Uni-Voice：専用の機器や対応のアプリケーションをインストールしたスマートフォン・タブレット端末により、文字情報を音声で読み上げることのできる二次元コード<br>SPコード：専用の機器（活字文書読上げ装置）により、文字情報を音声で読み上げることのできる二次元コード |
| | 色覚障害者に配慮して、色の凡例に色名の文字も表示して何色であるかを文字でも表示 |
| | 「広報なごや」で点字版・音声版・テキストデータを作成 |
| | 「広報なごや市会だより」（名古屋市会の広報紙）で点字版・声の市会だより・テキストデータを作成 |
| | **【追加】「広報なごや・特集号」で点字版・音声版・テキストデータを作成（健康福祉局）** |
| 聴覚障害 | 市政広報テレビ番組は字幕放送も合わせて実施 |
| | 平成25年度～平成30年度に制作した自主制作映像、主に昭和30～40年代の名古屋の様子を記録した古映像の字幕版の作成 |
| | 動画に字幕や手話通訳を掲載 |
| 知的障害 | 平易でわかりやすい内容にまとめて、漢字にはふりがなをつけた印刷物の作成 |

3　ウェブサイト

| 主な対象 | 事　　例 |
|---|---|
| 全　　般 | 各種施設や駅等のバリアフリー情報の提供 |
| | 電話番号と合わせてFAX番号やメールアドレス等も記載 |
| 視覚障害 | 文字サイズの拡大機能の提供 |
| | 音声読み上げソフトに対応した構成（テキストデータの埋め込み等） |
| | 視認性の条件（JIS規格）・十分なコントラストの確保・色の違いに頼らない網掛け処理等の配慮 |
| | 画像に対するALT属性（画像の代替となるテキスト情報）の設定 |
| | 時刻表、地下鉄駅のホーム・改札等の構造や位置関係のイメージ等について、音声読み上げソフトによる読み上げが分かりやすくなるように改善 |
| 聴覚障害 | 掲載動画には字幕を表示することを推奨 |
| 肢体不自由 | マウスを利用できない人でも情報を取得できるよう、キーボードのみの操作ですべてのページを閲覧できるように構成 |
| 知的障害 | 漢字にふりがなをつける機能の提供 |

4　各種行事・イベント・講座（講演会・講習会・区民まつり等）

| 主な対象 | 事　　例 |
|---|---|
| 全　　般 | 申込方法や問い合わせ先は電話以外にFAXや電子メール等でも対応 |
| | エレベーターを利用できる施設で開催 |
| | 会場案内図に最寄り駅の直近の出口（○番出口）のほかに、エレベーターのある出口（○番出口）も紹介 |
| | 参加にあたっての配慮（手話通訳・要約筆記・資料の点訳等）が必要な場合には事前の相談に対応する旨を記載 |
| | イベントを実施する際には対応する職員の数を増員 |
| | 障害内容に応じた適切な対応が可能となるよう事前に打ち合わせを実施 |
| | 説明の内容を簡潔にしたり、説明の早さを遅くするといった対応を実施 |
| | 博物館の特別展の障害者入場券を事前にコンビニ等でも購入できるよう対応 |
| 視覚障害 | チラシやレジュメ等の点字版の作成 |
| | 点字版資料や音声版資料の製作・貸出し |
| | 博物館の展示説明会（展示の趣旨、内容等の説明）において、資料の見えない方のために、口頭で丁寧に説明を実施 |
| | 博物館の展示会場内を同伴して、簡単な展示ガイドを実施 |
| 聴覚障害 | 手話通訳者や要約筆記者の配置 |
| | 手話講座に聴覚障害用の応募枠を設置 |
| | 磁気ループ席の設置や赤外線補聴システムの貸出し |
| | 字幕つきプラネタリウムの実施 |
| | イベントに参加した聴覚障害者に向けて、説明内容を大きく印刷したものを作成し、紙芝居のように見せながら説明 |
| | 映画会で字幕及びボイスガイドを配置 |
| | 聴覚障害者の脇に座り、講演の進行に合わせて説明内容を記載した文書を提示 |
| | 駅ちかウォーキングの受付に耳マークを掲出 |
| | 区役所のイベントや講演等の際にヒアリングループの貸出 |
| 肢体不自由 | 車いす使用者や介助者用のスペースの確保 |
| | 車いす使用者に配慮したパネルや机の配置 |
| | 防災訓練における仮設スロープの設置による段差の解消 |
| | 開催案内にバリアフリートイレの場所を記載 |

| | |
|---|---|
| 肢体不自由 | 肢体不自由がある方等については、待ち列に並ぶのではなく、待機場所を設置 |
| | ウォーキングイベントで車いす使用者が参加できるための迂回ルートを設定 |
| | スタンプラリーでエレベーターがある場所にスタンプを設置 |
| | 駐車場が離れた位置にあるときには車いす使用者等が乗っている自動車を施設近くまで誘導・案内 |
| | 講堂に登壇用の昇降機を設置 |

5　教育（教育委員会）

| 主な対象 | 事　　例 |
|---|---|
| 全　　般 | 移動の補助や排せつ・着替え・食事等の介助を必要とする幼児児童生徒に学校生活介助アシスタントを派遣 |
| | 学校生活介助アシスタントを利用している児童生徒で、移動への支援が特に必要な児童生徒に対し、宿泊行事に介護ヘルパーを派遣 |
| 視覚障害 | 視覚障害のある児童生徒への拡大教科書の無償給与、学習を助ける斜面机の整備 |
| 聴覚障害 | 聴覚障害のある児童生徒の在籍する学校に対し、デジタル補聴システムの送信機を貸出し |
| 肢体不自由 | 肢体不自由のある児童生徒への学習を助ける斜面机の整備、車いす用の児童机の整備、階段昇降機の貸出し |
| 内部障害 | 人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引、その他の医療行為を必要とする児童生徒に看護介助員を配置 |
| | 形態食の必要な児童に給食を二次調理する栄養士の配置 |
| 知的障害 | 障害の程度や習得状況に応じた個別の指導・支援の実施 |
| 発達障害 | 主に学校生活上で支援を必要とする発達障害のある幼児児童生徒に対して発達障害対応支援員を配置 |
| | 主に学習面で支援を必要とする発達障害のある児童生徒に対して発達障害対応支援講師を配置 |
| その他 | 野外教育センターにおける配慮<br>・入所校の活動計画作成上の情報提供と打合せ<br>・保護者及び本人の下見受付、保護者や介助者の宿泊受入<br>・教員風呂の使用許可<br>・職員トイレの使用許可<br>・屋外トイレの簡易便座設置<br>・野外学習のため公用車での送迎<br>※通常学級在籍の発達障害の児童、特別支援学級及び特別支援学校の児童・生徒 |

6　防　災

| 主な対象 | 事　　例 |
|---|---|
| 全　　般 | 電話による119番通報が困難な場合でもFAX（ファックス119）、電子メール（メール119））及びインターネット（Net119）を用いて通報できるよう、受信態勢を整備（メール119及びNet119は事前登録制） |
| | 街路灯への海抜表示を実施する際のルビ（振り仮名）振り |
| | 災害時ヘルプカード及び記載例の作成・配布（ルビ（振り仮名）振りや点字版の作成も実施） |
| | 障害のある方へ配布する防災用リーフレットへの作成（ルビ（振り仮名）振りも実施） |
| | 指定避難所運営マニュアルにおける要配慮者への配慮事項や対応方法の掲載、指定避難所運営訓練等における実践 |
| | 指定緊急避難場所及び指定避難所標識看板の作成する際には、ピクト表示とルビ（振り仮名）振りを実施 |
| | 災害時における要配慮者支援マニュアルにおける要配慮者への配慮事項や対応方法の掲載 |
| 視覚障害 | なごやハザードマップ防災ガイドブックの点字版・音声版を作成・配布 |
| | なごやハザードマップ防災ガイドブックの音声版を市公式ウェブサイトで公開 |
| | 指定避難所運営マニュアル（概要版）音声コード（SPコード）（視覚障害用活字文書読上げ装置により音声で読み上げできるよう文字情報をデジタル情報に変換した二次元コード）の印刷 |
| 聴覚障害 | 救命講習実施時、画面表示のみで操作の理解ができるAEDトレーナーの導入 |
| | 手話による教養DVDを作成し、救命講習の実施時に使用 |
| 肢体不自由 | 指定避難所に配備している仮設トイレのすべてを車いす対応 |
| 内部障害 | 腎臓病患者の方を対象に、災害用備蓄物資として低たんぱく米を備蓄 |

7　議会・会議の傍聴

| 主な対象 | 事　　例 |
|---|---|
| 全　　般 | **【追加】資料の字体を、公開し多数の市民に見ていただくことを想定のもと、ユニバーサルフォントに設定し作成（スポーツ市民局）** |
| 視覚障害 | **【追加】会議傍聴者へテキスト版の資料をメールで提供（資料内容に応じて一部は会議前日に提供）（スポーツ市民局）** |
| 聴覚障害 | 傍聴席における手話通訳の対応（市会事務局） |
| | 傍聴席における磁気ループ席の設置や専用受信機の貸出し |
| 肢体不自由 | 階段を使わずに傍聴席へ行けるバリアフリー受付を設置 |
| | **【追加】会議傍聴者の介助者のスペース確保（スポーツ市民局）** |

８　選挙（選挙管理委員会・区役所）

| 主な対象 | 事　　例 |
|---|---|
| 全　　般 | 投票所内の掲示物のルビ（振り仮名）振り |
| | 投票所に投票用紙を押さえる文鎮等を備え付け |
| | 仮設スロープの設置による投票所の段差解消 |
| | 投票所に投票用紙の滑り止めシート等を備え付け |
| | **【追加】投票所で支援が必要であるが口頭で申し出しづらい方のために、投票支援カードを準備（選挙管理委員会）** |
| 視覚障害 | 投票所に候補者氏名等の名簿の点字版を備え付け |
| | 投票所に点字投票用の点字器を備え付け |
| | 選挙種別が判読できるように投票箱の投入口に点字シールを貼り付け |
| | 投票所に拡大鏡を備え付け |
| | 市長選挙及び市議会議員選挙において、選挙公報の点字版・音声版を配付（その他選挙においては愛知県選挙管理委員会が配布） |
| | 選挙のお知らせに宛名・投票所名・区連絡先等の点字版シートを添付して配布 |
| | 弱視者等が投票しやすいように、身体障害者用記載台に照明器具を備え付け |
| | **【追加】投票用紙に自筆する際に、記入する枠がよく見えないなど不安のある方に向けて、記入する枠がわかりやすくなる補助具を投票所に準備（選挙管理委員会）** |
| 聴覚障害者 | 投票所にコミュニケーションボードを備え付け |
| | 投票所に「耳マーク」を掲出し、筆談等に対応 |
| 肢体不自由 | 投票所に車いすのまま投票できる低い投票台を備え付け |
| | 投票所に貸出し用の車いすの配置 |
| 知的障害 | （代理投票時における）意思疎通等の確認等の便宜のため、投票所に投票の流れ図及び選挙公報の縮小版（A4 版）を備え付け |

9　配慮に向けた研修・啓発

| 事　　例 |
| --- |
| 大学生の発達障害についての理解を深め、支援のあり方や具体的な対処法について考える機会の一環として、FD 講演会（教職員のための講演会）を開催 |
| 自主的に手話講習を受講し、手話での窓口対応を実施 |
| ハンセン病やエイズへの差別・偏見を無くすため、市ホームページでの情報提供やパンフレット配布による啓発 |
| 災害ボランティアコーディネーターの講座において、障害のある要援護者への配慮についての講習を実施 |
| トワイライトスクール等の運営者に対して知的障害・発達障害に関する研修を実施 |
| トワイライトスクール等に対する、「配慮を要する児童への対応について」を策定 |
| トワイライトスクール等に対する、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領を踏まえたトワイライトスクール等におけるポイント」を作成 |
| 全トワイライトスクール等に対して、「こんなときどうする？障害のある人を理解し、配慮のある接し方をするためのガイドブック」を配布 |
| 保育所等職員へ統合保育の考え方に基づく保育を実施するための研修を実施 |
| 窓口における合理的配慮について、講義や当事者の保護者の体験談、グループワークを通して学ぶ研修会を実施 |
| 大学教職員等へ大学における合理的配慮のあり方について考える研修会を実施 |
| 主催講座において、視覚障害者の人たちと交流を深める講座やハンセン病を学ぶ講座を開催 |
| 障害者と地域の子ども達が交流することで、差別のない共生社会実現を目指して「名東ふれあいスポーツ広場」を実施 |
| 障害者差別解消法や障害者差別相談センターの啓発パネルの展示 |
| 電車やバスの優先席、車いす使用者用駐車スペース、バリアフリートイレの適正利用に関するポスターによる周知啓発の実施 |
| クルーズ名古屋（中川運河における水上交通定期運航）の運航に関わる船内及び乗船場スタッフに対し、聴覚障害者へのコミュニケーション方法及び肢体障害者への対応方法（主に車いす介助の方法と船への乗り込み、船内での車いす固定実習）について研修を実施 |

10　その他

| 主な対象 | 事　　例 |
|---|---|
| 全　　般 | 入試実施時に配慮措置（別室受験・試験室指定・座席指定・注意事項等の文書による伝達等）を実施 |
| | 保健師等の採用選考の募集申込書に自由記入欄を設け、試験の実施にあたって障害のある受験者が配慮を必要とする場合にはその旨を申し出る機会を設置 |
| 全　　般 | ごみや資源を所定の排出場所まで持ち出すことが困難な高齢者や障害者等に対し、原則として玄関先で収集する「なごやか収集」を実施 |
| | 粗大ごみ排出依頼に対し、実地面談を行い、合理的配慮の提供が必要と判断した場合、専有部分から粗大ごみを搬出 |
| | 保育所の障害児のいるクラスに対し、保育を補助する職員を加配 |
| | 地下鉄車内やバス車内への優先席や車いすスペースの設置 |
| | 採用試験に際し、身体の障害等による受験上の配慮の相談の有無を確認して対応（手話通訳・点字受験・配席等） |
| | トワイライトスクール等において配慮を要する児童に対し、必要に応じてトワイライト介助アシスタント等を配置 |
| | スポーツ体験イベントでユニバーサルスポーツの体験コーナーを設け、特別支援学校の児童に参加を呼びかけ |
| | 多目的更衣室の設備がない施設で、障害のある異性の方の着替えの介助が必要な場合、同じ敷地内にある別施設の多目的更衣室を案内 |
| | 図書館で布絵本の貸出し |
| | 文字の拡大・文字色反転機能、音声読み上げ機能を備え、来館不要で利用可能な電子書籍の貸出し |
| | 障害者割引の本人確認での障害者手帳アプリ（ミライロ ID）の導入 |
| | 障害当事者より、正面玄関のスロープが破損し車いす利用に限らず転倒の恐れがあるとの意見から、当該箇所の補修を実施 |
| | 障害者用駐車スペースが片側しかスペースが確保されておらず、運転する障害者、介助される障害者ともに利用しにくいとの意見から、支所駐車場再整備時に、新たに１か所広めの駐車スペースを確保 |
| | 地下駐車場にタクシー用停車場所を準備 |
| 視覚障害 | 家庭ごみ用指定袋の外装袋にパンチ穴をあけて、各指定袋の種類を区別化 |
| | 点字版資料・録音資料の郵送による貸出し、プレストーク未所持の利用者への IC レコーダーの貸出し |
| | 拡大読書機の設置 |
| | 大活字本の貸出し |

| | |
|---|---|
| 視覚障害 | 交通系 IC カード（マナカ）を券売機に挿入する向きがわかるようカードに切欠きを設置 |
| | バス料金箱・地下鉄自動改札機の IC カード読取部表面に凸凹シールを貼り付け |
| | 視覚障害者で合理的配慮の提供が必要な場合は、ごみ袋に点字が刻印された紙等を貼って出してもらい対応 |
| | 点字版の試験案内を希望者に対して配布 |
| | 名刺を作成する際には点字版も作成 |
| | 図書館で点字付き絵本の貸出し |
| | 図書館で文字をそのまま読むことが困難である人のために希望資料の代読を対面で実施（対面読書） |
| | 一部の図書館でリーディングトラッカー（文字列を追うことが困難な人のための読文補助器具）の窓口設置（弱視者向け） |
| | 博物館の特別展において、展示物に係るキャプションをできるだけ観覧者視点に近づける（文字を大きくする・距離を近づける）等の展示の工夫を実施（弱視者向け） |
| | **【追加】鶴舞公園 PPP/PFI 事業により整備されたトイレ及び無料休憩所の入口（屋外）やバリアフリートイレ内に、民間事業者の提案により音声案内を設置** |
| | **【追加】鶴舞公園 PPP/PFI 事業により整備されたエリアの入口について、民間事業者の提案により触知案内板を設置** |
| 聴覚障害 | 展示品解説用の文章（音声ガイド装置の原稿）や文字情報でも説明する音声ガイド機器の備え付け |
| | 市長定例記者会見において手話通訳者を配置 |
| | 市長定例記者会見の会見録を市公式ウェブサイトへ掲載 |
| | （新型コロナウイルス感染症の）軽症者等宿泊療養施設における筆談やショートメールの活用等による療養受け入れ |
| | （新型コロナウイルス感染症の）軽症者等宿泊療養施設において緊急時への備えとして発光機能のある呼び出し設備を配備 |
| | 聴覚障害者が救命講習を受講する際、聴覚言語障害者情報文化センターに手話通訳者の派遣を依頼 |
| | エレベーターに通話モニターの設置 |
| 肢体不自由 | 図書館に来館できない場合に郵送貸出し（郵送料図書館負担）を実施 |
| | 採用選考の際、受験者からの申し出により、論文試験において PC による受験に対応 |
| | （新型コロナウイルス感染症の）軽症者等宿泊療養施設におけるバリアフリールームの活用等による療養受け入れ |

| | |
|---|---|
| 肢体不自由 | クルーズ名古屋（中川運河における水上交通定期運航）の一部の船舶を車いすが乗船できるように改造、バリアフリー対応椅子の設置、手すりの増設 |
| | 博物館の展示物に合わせて目線の高さを変えられる昇降式車いすの貸し出し |
| | **【追加】車いす使用者も通行しやすいよう砂利敷にマットを設置（観光文化交流局）** |
| | **【追加】鶴舞公園 PPP/PFI 事業により整備されたバリアフリートイレ内に民間事業者の提案により介助用の大型ベッドを設置** |
| 知的障害 | 一部の図書館で LL ブック（文章を読んだり理解したりすることが苦手な人のためのやさしく読める本）の貸出し |
| 内部障害 | 男性用個室トイレの一部に尿もれパッドを廃棄するためのサニタリーボックスを設置 |
| | **【追加】トワイライトスクール等において医療行為を必要とする児童生徒に対し、看護師を配置（子ども青少年局）** |

【備　考】

（1）取り組み事例について

・似た事例については共通している内容で集約・統一

・文言は同じ表現で統一

（2）対象について

・範囲の広い障害を対応しているものは「全般」と記載

・ルビ（振り仮名）振りや FAX 番号の表記は広く捉える「全般」に統一

（3）その他

・近年に改められた用語は統一して更新（例：「多機能トイレ」→「バリアフリートイレ」）

【資料３】

## ３　本市における障害者差別解消の推進にかかる主な取り組み

**【令和６年度（予定含む）】**

**（１）相談及び紛争解決体制等**

| 区　分 | 内　　容 |
|---|---|
| 名古屋市障害者差別<br>相談センターの運営 | 障害を理由とする差別に関する相談に的確に対応し、紛争解決を図るとともに、市民・事業者に向けた啓発事業等を実施。<br>地域の相談窓口や専門相談窓口との連携・協力により、困難事例や複数機関にまたがる相談事案等へ対応。<br>社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会に運営委託（令和2～6年度）。 |
| 名古屋市障害者差別<br>解消調整委員会の開催<br><br>（令和7年 1月27日） | 事業者による障害を理由とする差別に関する相談事案で、名古屋市障害者差別相談センターへの相談によっても解決を図れなかった事案について、助言又はあっせん等を実施。あっせんによっても解決しない場合は、市長に対して勧告を求める。あっせんの申し立てに応じて随時開催。<br>令和6年度は、あっせん事案がなく、第3回障害者差別解消支援会議と合同で開催。 |
| 名古屋市障害者差別<br>解消支援会議の開催<br><br>（令和6年 7月30日<br>令和6年 9月11日<br>令和7年 1月27日） | 地域における様々な関係機関が、相談事例等に係る情報の共有等を通じて、各自の役割に応じた事案解決のための取り組みや、類似事案の発生防止の取り組みなど、差別を解消するための取り組みを協議する会議を開催。<br>名古屋市及び各機関の取り組みや相談事例・障害者差別解消推進条例の改正案などの確認、意見交換を実施。 |
| 名古屋市障害者差別<br>解消庁内推進会議の開催<br><br>（令和6年 8月19日<br>令和7年 2月 3日） | 全庁体制で障害者差別解消に取り組むため、健康福祉局主管副市長をトップに、全局長による会議を開催。<br>各職場における相談事案や合理的配慮の好事例、バリアフリー整備に関する当事者参画の取り組み事例を集約・集積するとともに、各局区室へ提供、周知することで共有を図り、本市における障害者差別解消の取り組みに活用。 |

## （２）職員研修

### ア　健康福祉局主催（あいサポーター養成研修）

<table>
<tr><th>区　分</th><th>内　　容</th><th>参加者数</th></tr>
<tr><td>課長級職員研修<br>（令和６年10月21日・11月14日<br>・令和７年２月４日）</td><td rowspan="4">・あいサポート運動について<br>・多様な障害特性と困っていること、望ましい配慮について<br>・障害者擬似体験<br>・グループワーク　　等</td><td>開催中</td></tr>
<tr><td>課長補佐級職員研修<br>（令和６年11月１日・15日<br>・12月16日・26日）</td><td>193人</td></tr>
<tr><td>指定管理事業者等職員向け研修<br>（令和６年10月16日・12月18日<br>・令和７年２月３日）</td><td>開催中</td></tr>
<tr><td>窓口職員等向け研修<br>（令和６年10月15日・17日<br>・12月19日）</td><td>96人</td></tr>
<tr><td>あいサポーター養成研修<br>（市長・副市長・局長級職員対象）<br>（令和６年８月26日・12月17日）</td><td>・あいサポート運動について<br>・多様な障害特性と困っていること、望ましい配慮について<br>・障害者擬似体験</td><td>28人</td></tr>
</table>

※ 対面式の研修とし、市民討論会における差別事案を踏まえ、令和５年度よりグループワークや障害者擬似体験を取り入れた。

※ 令和６年度より、新たに新任課長補佐級職員研修を実施した。

### イ　総務局主催（職員研修内のプログラムの一つとして開催）

<table>
<tr><th>区　分</th><th>内　　容</th><th>参加者数</th></tr>
<tr><td>人権指導者養成研修<br>（令和６年７月18・23・25日）</td><td>・障害者差別解消法<br>・名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例<br>・名古屋市職員対応要領　　など</td><td>36人</td></tr>
<tr><td>新規採用者福祉施設研修<br>（合同研修：令和６年７月11日<br>実習研修：令和６年８月５日<br>～11月15日）</td><td>・障害者差別解消法<br>・名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例<br>・名古屋市職員対応要領<br>・福祉施設実習　　など</td><td>集計中</td></tr>
</table>

※ 「職場内人権研修（障害者の人権）」（令和６年12月４日～令和７年１月31日）
eラーニング

### ウ　子ども青少年局主催

| 区　分 | 内　　容 | 参加者数 |
|---|---|---|
| 行政窓口担当者対象<br>発達障害ﾜｰｸｼｮｯﾌﾟ研修<br>（令和６年８月８日） | ・講義「発達障害の理解と擬似体験」<br>・インタビュー「家族の想い」<br>・ワークショップ「窓口で、その時あなたは」 | 60 人 |

※ あいち発達障害者支援センター・名古屋市発達障害者支援センター共催

## （３）広報・啓発

### ア　民間活力を活用した広報

<table>
<tr><th>区　分</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>概　要</td><td>民間事業者の持つ「特性」や「強み」等を活かした効果的な広報の企画の提案を募り、外部評価委員の審査を経て事業者が提案した広報を実施。令和６年 10 月より開始した新事業の周知も併せて実施した。<br>（令和６年度委託事業者：株式会社中日新聞社）</td></tr>
<tr><td>事業内容</td><td>・マンガを制作（全６話）
<table>
<tr><th>区　分</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>第１話</td><td>障害には様々な種類があることやヘルプマークの説明<br>啓発冊子「こんなときどうする？」の紹介</td></tr>
<tr><td>第２話</td><td>医学モデルと社会モデルの説明</td></tr>
<tr><td>第３話</td><td>啓発動画「フミダスドーガ」の紹介</td></tr>
<tr><td>第４話</td><td>「何かお手伝いできますか？」という声掛けの紹介</td></tr>
<tr><td>第５話</td><td>無意識のうちにバリアをつくっていることの説明</td></tr>
<tr><td>第６話<br>（企業向け）</td><td>合理的配慮の提供支援に係る助成事業の紹介</td></tr>
</table>
・特設サイト開設<br>
ＵＲＬ：https://www.chunichi.co.jp/k/kyousei<br>
公開期間：令和６年 10 月 17 日～令和７年３月 31 日<br>
・特設サイトへ誘導する広告の掲出（マンガの１コマを活用）
<table>
<tr><th>媒　体</th><th>実施日・期間</th></tr>
<tr><td>PTA 新聞</td><td>令和６年 10 月 18 日</td></tr>
<tr><td>地下鉄扉ステッカー</td><td>令和６年 12 月（1 ヶ月掲出）</td></tr>
</table>
・バナー広告の掲出（マンガの１コマやキャラクターを活用）
<table>
<tr><th>媒体等</th><th>実施期間</th></tr>
<tr><td>LINE</td><td rowspan="2">令和６年 11 月 27 日～12 月 25 日</td></tr>
<tr><td>LocAD（位置情報サービス手法）</td></tr>
<tr><td>中日新聞 WEB トップページ</td><td>令和６年 12 月 25 日～令和７年３月末</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

・企業向けのチラシを配布（マンガ第１話～第６話を活用）

| 区 分 | 会報 Nagoya | マルト水谷 |
|---|---|---|
| 時 期 | 令和６年 12 月１日～ | 令和７年１月 20 日～順次 |
| 部 数 | 約 17,000 部 | 約 5,000 部 |
| 対 象 | 名古屋商工会議所会員企業 | マルト水谷の契約飲食店 |

・一般向けのチラシを配布（マンガ第１話～第５話を活用）

| 区　　分 | 実施内容 |
|---|---|
| 配 布 日 | 令和６年 12 月７日・８日 |
| 配布場所 | レゴランド |
| 部　　数 | 約 10,000 部 |

・中日新聞@school（※）へのバナー広告掲出・特設ページ開設

| 区　　分 | 実施内容 |
|---|---|
| 配 信 日 | 令和６年 11 月 19 日～1 月末（調整中） |
| 対　　象 | 市内の小中学生　約 16 万人 |

（※）GIGA スクール構想に合わせて生徒一人一人に配られる学校用端末にインストールされるアプリ（愛称チュースク）

・中日新聞（朝刊／市民版）に広告掲載

| 日　程 | 内　　容 | 大きさ |
|---|---|---|
| 12 月３日 | マンガ、新事業 | ５段＋7 段（見開き） |
| 12 月６日 | 「障害者週間」記念のつどい | 半５段 |
| 12 月 23 日 | ナゴヤあいサポート事業の講演会（1 月 19 日開催） | 半５段 |
| 1 月 15 日 | 障害者差別相談センター市民講演会（2 月 15 日開催） | 半５段 |

### イ　障害者理解に関する講師派遣事業

| 区　分 | 内　　容 |
|---|---|
| 概　要 | 市民・事業者が、障害及び障害のある人への理解を深めるとともに、社会にある障壁（バリア）を取り除くための配慮やサポート方法等を学ぶことができるよう、障害のある人を含む講師を派遣し、講演や実体験を通じた学びの機会を提供する「障害者理解に関する講師派遣事業」を実施。　【事務局ウェブサイト　https://shougairikai-nagoya.jp】 |
| 対象者 | 市民又は市内の事業所、５人以上（原則）の集まり |
| 講師料 | 無料（会場は申込者にて用意） |

【コース別実績内訳】（令和６年度上半期実績）

| コ　ー　ス | | | 件数 | 参加人数 |
|---|---|---|---|---|
| 障害理解入門 | まちで見かける“バリアフリー”から、障害を理解する | | 7 | 96 |
| | 障害者との接し方入門 | | 19 | 849 |
| 障害特性を知り、接し方を知る | 身体障害 | 肢体不自由・車いす体験 | 27 | 1,507 |
| | | 視覚障害・アイマスク体験 | 27 | 1,321 |
| | | 聴覚障害・手話体験 | 12 | 695 |
| | | 内部障害・難病 | 0 | 0 |
| | 知的障害 | | 1 | 12 |
| | 精神障害 | | 4 | 105 |
| | 発達障害 | | 6 | 303 |
| | 総合コース | | 4 | 131 |
| スポーツや交流を通じて障害を知る | 「ボッチャ」をやってみよう | | 6 | 209 |
| | 「車いすバスケ」をやってみよう | | 3 | 136 |
| 働く障害当事者や、障害のある子を育てる保護者の話を聞き、知る | 社会で活躍する障害者－当事者の話を聞いてみよう（講演型） | | 1 | 8 |
| | 障害のある子どもの子育て－保護者の体験談（講演型） | | 4 | 64 |
| まちの中の“バリア”を知り、障害を理解する | 店舗やオフィスのバリアフリー化アドバイス | | 0 | 0 |
| | まちの中の“バリア”を見つけてみよう | | 2 | 14 |
| 合　　計 | | | 123 | 5,450 |

### ウ　各種ガイドブックを活用した啓発

| 区　分 | 内　　容 |
|---|---|
| 概　要 | ・『名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例【ガイドブック】』<br>条例の理解促進を図るため、内容や考え方について、具体的な事例やイラスト、わかりやすい表現を用いて解説した冊子 |
| | ・『こんなときどうする？　障害のある人を理解し、配慮のある接し方をするためのガイドブック』<br>障害及び障害者の正しい理解のため、各障害の特性とこれまで実際に障害者が体験した事例等をもとに、適切な接遇応対の例を紹介した冊子 |
| 活用例 | 各局区の職員研修、障害福祉施設の新規参入事業者研修　等 |

**【令和６年度新規事業】（※令和 6 年 10 月事業開始）**

**（１）障害者への合理的配慮の提供支援に係る助成事業**

| 区　分 | 内　　容 |
|---|---|
| 概　　要 | 事業者による障害者への合理的配慮の提供を支援するため、物品購入等に要する費用に対して一部助成を行う。 |
| 実施主体 | 名古屋市<br>ただし、「障害者差別相談センター事業」の一環として実施 |
| 助成対象 | ・名古屋市内に事務所又は事業所を有し、飲食・物販・医療等不特定多数の者が利用し、障害者の利用が見込まれる事業を行う事業者<br>・名古屋市内において活動している町内会、サークル、PTA等の団体やグループ |
| 助成内容 | ① コミュニケーションツール作成費<br>助成限度額：５万円<br>（対象例）点字メニュー、コミュニケーションボード等<br><br>② 物品購入費<br>助成限度額：１０万円<br>（対象例）折り畳み式スロープ、筆談ボード等<br><br>※ ①・②の区分それぞれにつき、年度内各1回申請可 |
| 申請等窓口 | 名古屋市障害者差別相談センター |
| 利用の流れ | 相談・申請（事業者等）→ 交付決定（センター）→ 作成・購入（事業者等）→ 完了報告（事業者等）→ 助成額確定（センター）→ 請求（事業者等）→ 交付・公表（センター） |
| 留意事項 | ・申請前に必ず申請内容について相談・助言を受けること。<br>・申請日時点において、「ナゴヤあいサポート事業」に、「あいサポート企業（団体）」の認定を受けていること。（予定でも可）<br>・物品等の発注は、助成金交付決定後に行うこと。 |
| 広報啓発 | ・事業者等に啓発物品を交付し、店舗等へ掲示することにより、取り組みの PR と障害者への合理的配慮の提供について啓発につなげる。<br>・障害者差別相談センターのホームページに助成金を交付した事業者等の実際の活用状況や利用者の声等を紹介し、広く周知を図る。 |

※ 助成金相談・申請状況はP. 31 参照

## （２）ナゴヤあいサポート事業

<table>
<tr><th colspan="2">区　　分</th><th colspan="2">内　　容</th></tr>
<tr><td colspan="2">趣　　旨</td><td colspan="2">障害の特性を理解し、障害のある方に対してちょっとした手助けや配慮を実践する「あいサポーター」を養成することにより、障害の有無にかかわらず、全ての人が住みやすい社会の実現を目指す「あいサポート運動」（平成 21 年鳥取県で開始）を「ナゴヤあいサポート事業」として実施し、「意識のバリアフリー行動」の推進に取り組んでいくもの。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">事業内容</td><td rowspan="2">あいサポーター養成研修</td><td>実施方法</td><td>■集合研修（市民向け）の実施<br>・令和 6 年 11 月 25 日（月）14:00～16:30<br>・令和 7 年 1 月 19 日（日）　13:30～16:30（定員 300 名）<br>※特別回として金澤翔子氏・泰子氏の講演会を開催<br>・令和 7 年 3 月 8 日(土)　14:00～16:30<br>■講師派遣研修（5 名以上の学校や企業・団体向け）の実施<br>・希望により随時開催<br>■市職員研修において実施</td></tr>
<tr><td>研修内容</td><td>・あいサポート運動について<br>・様々な障害の特性、困りごと、必要な配慮等について<br>・障害理解を深める研修</td></tr>
<tr><td>「あいサポーター等」の認定</td><td colspan="2">・研修受講者を「あいサポーター」として認定し、「あいサポートバッジ」を交付（小学生は「あいサポートキッズ」として、「あいサポートストラップ」を交付）<br>・研修受講した企業・団体を「あいサポート企業・団体」として認定し、認定証・ステッカーを交付<br> <br>あいサポートバッジ<br> <br>あいサポートストラップ<br> <br>あいサポートステッカー</td></tr>
<tr><td>ステップアップ研修</td><td colspan="2">・「あいサポーター」が障害理解を深め、「意識のバリアフリー行動」の実践に結びつけるため、ステップアップ研修を実施<br>（令和 7 年度開始予定）</td></tr>
<tr><td colspan="2">養成実績<br>(R6.12 末現在)</td><td colspan="2">・あいサポーター　1,582 人<br>・あいサポートキッズ　1,048 人<br>・あいサポート企業・団体　5 ヶ所</td></tr>
</table>

# 名古屋市障害者差別相談センターの運営状況

（令和６年４月～９月）※特記以外は令和６年９月末時点

## Ⅰ　障害者差別に関する相談、調査及び調整

### １　障害者差別相談センター及び地域の相談窓口で受理した相談件数

※（　）内は、対応延べ件数　　（単位：件）

| | センターに直接寄せられた相談 | | 地域の相談窓口から、センターへ引継がれた相談 | | 地域の相談窓口が受け対応した相談 | | 総　計 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| **総　計** | **164** | **(623)** | **0** | **(0)** | **6** | **(39)** | **170** | **(662)** |
| 差別相談 | 25 | (258) | 0 | (0) | 2 | (19) | 27 | (277) |
| その他相談 | 126 | (324) | 0 | (0) | 4 | (20) | 130 | (344) |
| 広報啓発 | 13 | (41) | - | - | - | - | 13 | (41) |

※ 障害者への合理的配慮の提供支援に係る助成事業に係る相談は除く

**【地域の相談窓口】**
区役所・支所、保健センター、障害者基幹相談支援センター
**【相談の内訳】**
・差 別 相 談：センターで障害者差別にかかる相談事案として受理した相談
・その他相談：差別にはあたらない生活上の困り事や不安の傾聴、法や制度に関する問合せなど
・広 報 啓 発：出前講座の依頼　など

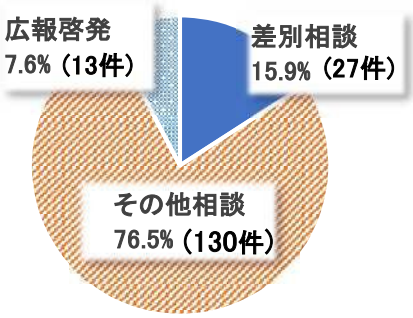


センター及び地域の相談窓口に寄せられた相談の総件数は、１７０件（延べ６６２件）でした。このうち差別相談は２７件（延べ２７７件）で、地域の相談窓口での対応件数が２件ありました。事業者からの相談は２件、名古屋市の事案が２件ありました。

【参考】相談受付実数（年度別）　　（単位：件）

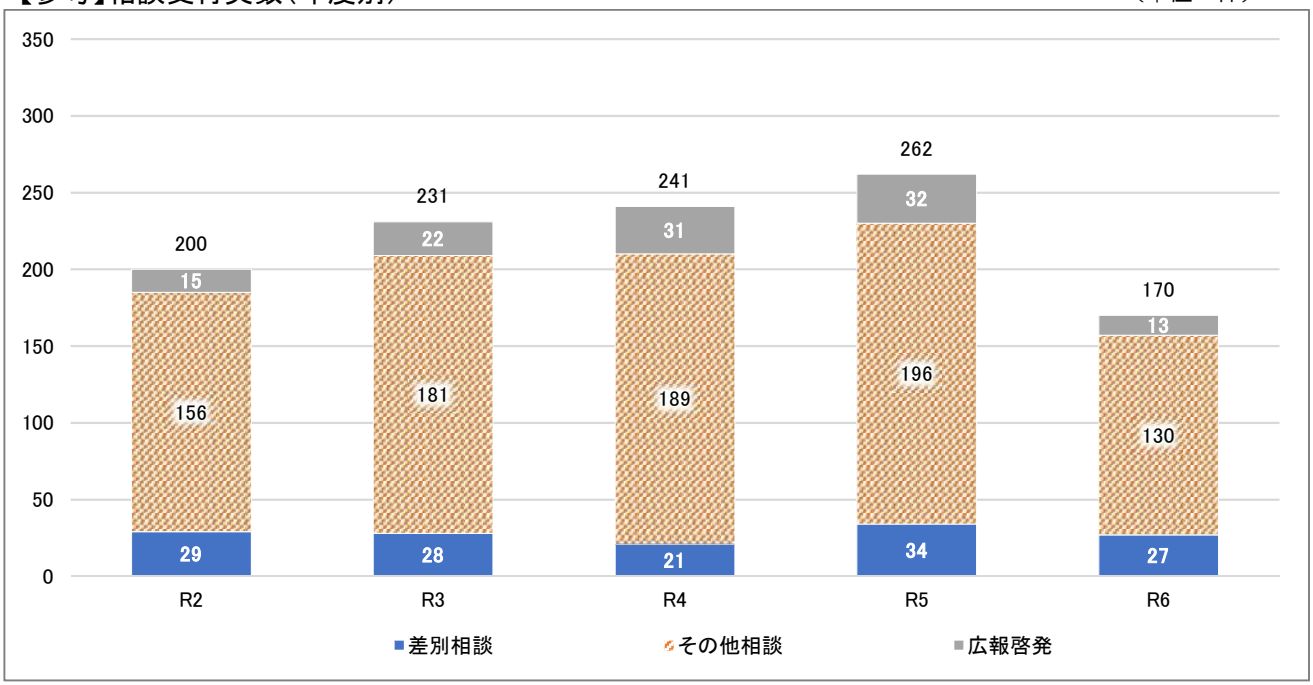

## ２　センター及び地域の相談窓口における差別相談の内訳

### （１）差別の分類

（単位：件）

| 差別の分類 | R5 | R6 |
|---|---|---|
| 不当な差別 | 21 | 10 |
| 合理的配慮 | 10 | 14 |
| 環境の整備 | 0 | 2 |
| 雇用関係 | 3 | 1 |
| 総　計 | 34 | 27 |

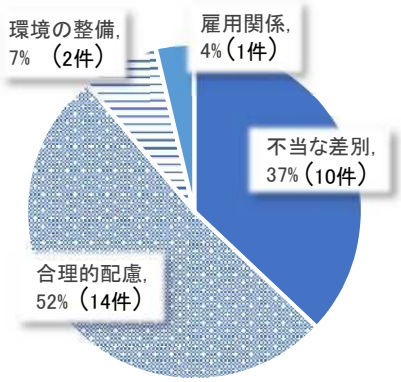


センターが差別相談として受理し対応した事案は、【別表】のとおりです。この中には、内閣府の障害を理由とする差別に関する試行相談窓口（つなぐ窓口）から対応を引き継いだもの（２件）も含まれています。

### （２）相談分野

（単位：件）

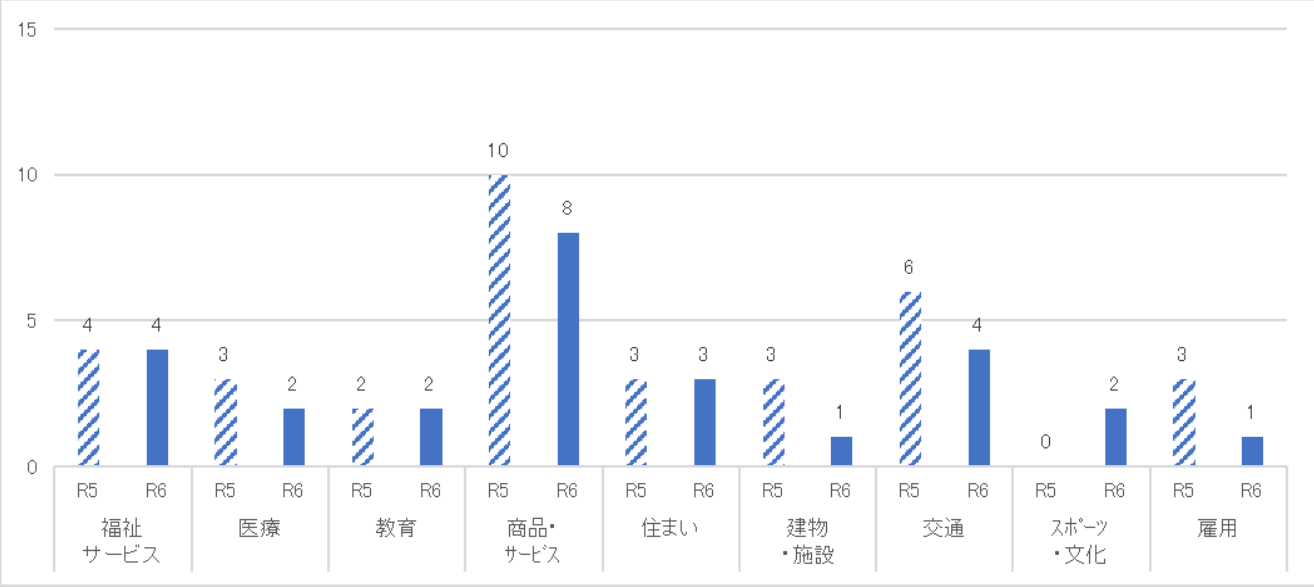


**【相談分野の例】**
- 「商品･サービス」…商品売買だけでなく、飲食店や対人サービスなど
- 「住まい」…不動産の売買、賃貸契約のほか、町内会など
- 「建物・施設」…不特定多数の方が利用する建物など
- 「交通」…電車、バス、タクシーなど
- 「スポーツ･文化」…スポーツ、文化芸術活動、生涯学習活動など

「商品・サービス」の分野での相談が１０件と最も多く、うち２件は視覚障害のある人の ATM 等機械の操作に関する相談でした。「交通」の分野４件は、車いすユーザーの利用に関する相談でした。

### （３）当事者の主たる障害種別

（単位：件）

| 障害種別 | | R5 | R6 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 計 | 男 | 女 | 不明 |
| 身体障害 | | 19 | 22 | 13 | 7 | 2 |
| | 視覚 | 7 | 10 | 7 | 2 | 1 |
| | 聴覚 | 5 | 2 | 1 | 0 | 1 |
| | 盲ろう | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 肢体不自由 | 7 | 9 | 5 | 4 | 0 |
| | 内部 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 |
| 知的障害 | | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 |
| 精神障害 | | 5 | 1 | 0 | 1 | 0 |
| | 統合失調症 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | うつ病 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 双極性障害 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 不安障害 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | その他・不明 | 2 | 1 | 0 | 1 | 0 |
| 発達障害 | | 5 | 2 | 0 | 1 | 1 |
| | 広汎性 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 学習障害 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| | その他・不明 | 2 | 1 | 0 | 1 | 0 |
| 高次脳機能障害 | | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 難病 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他・不明 | | 2 | 3 | 2 | 0 | 1 |
| 総計 | | 34 | 29 | 15 | 10 | 4 |

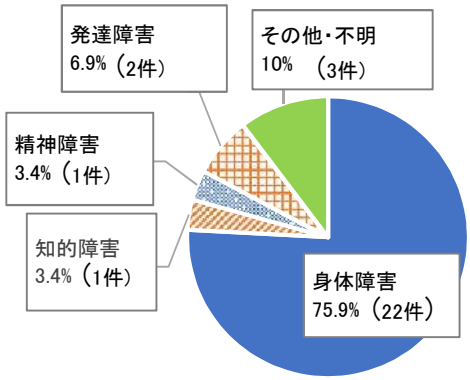


差別相談２７件のうち、身体障害のある人からの相談が最も多く２２件ありました。身体障害のうち視覚障害のある人からの相談が１０件と最も多く、次いで肢体不自由のある人からの相談が９件でした。

## ３　センターにおける差別相談の対応状況

### （１）センターによる調整の状況

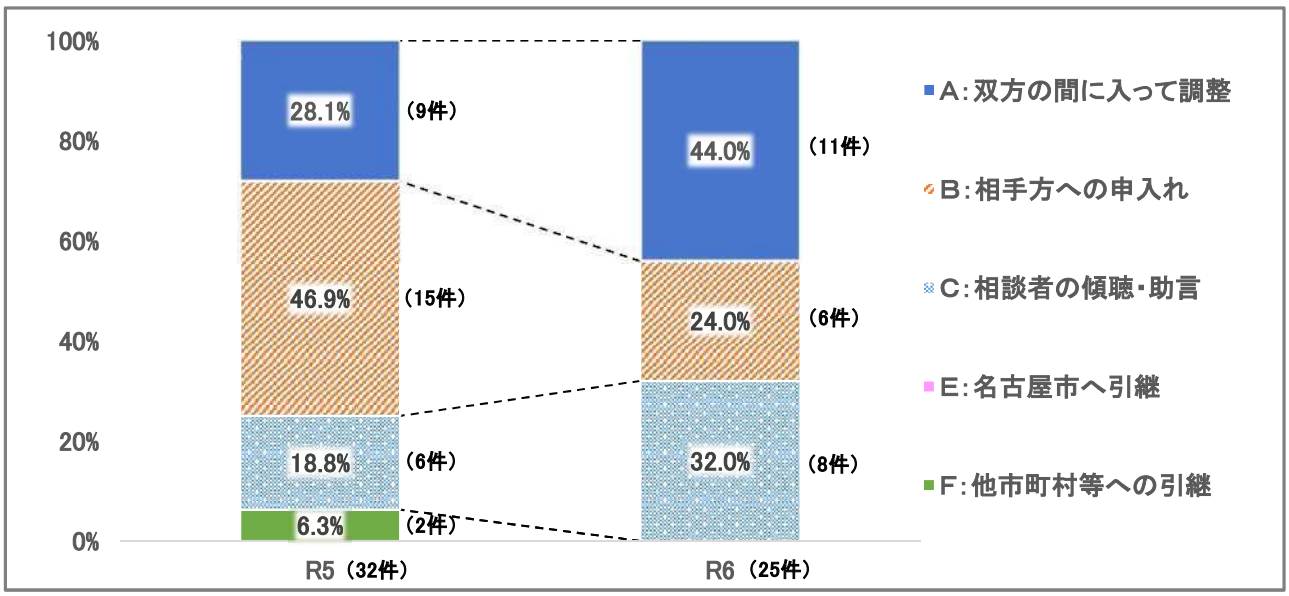


センターが対応した差別相談２５件（地域の相談窓口が対応した２件を除く）のうち１７件は、センターが直接介入し、相手方事業者と調整（上記Ａ及びＢ）を行いました。

### （２）終結に至るまでの所要日数

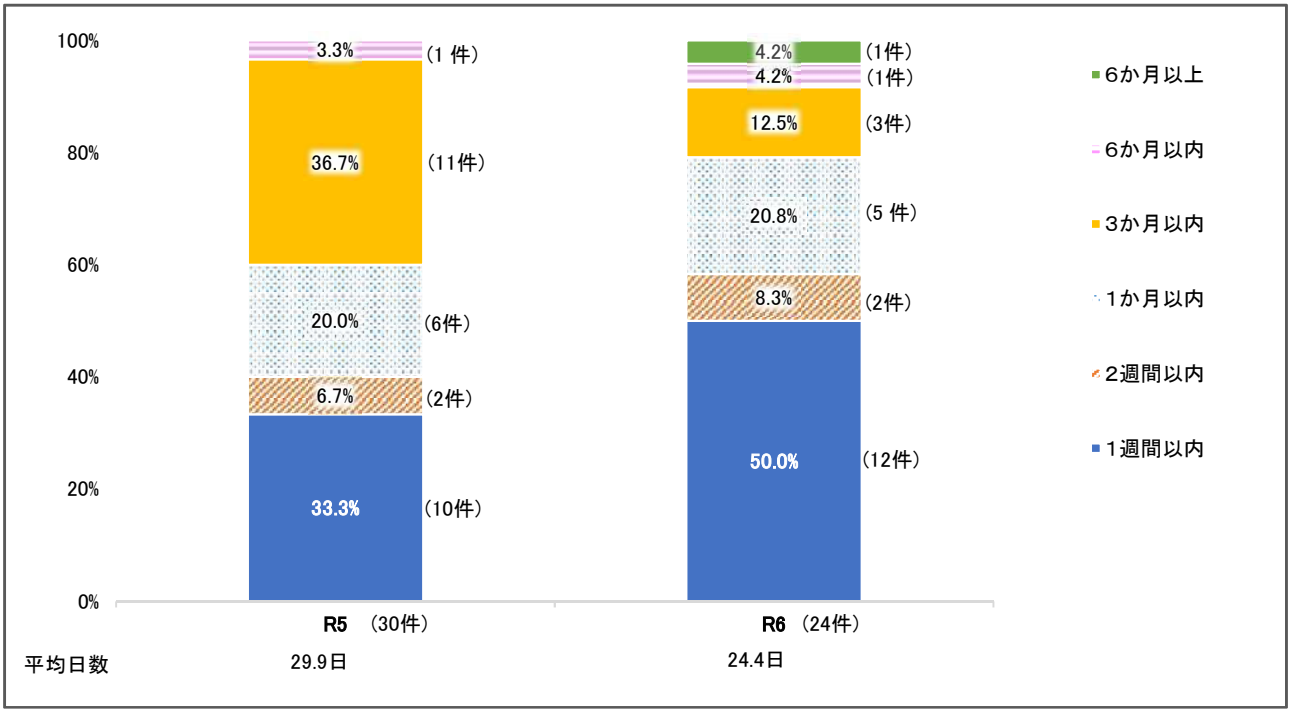


センターでは、原則、相談者へ調整結果をフィードバックし意向の確認を行ったうえで、対応終結を判断しています。

終結した差別相談２４件中１２件が、１週間以内に対応を終結しています。終結に至るまでの平均日数は、２４．４日となっています。

## Ⅱ　連絡調整会議の運営

大学教授、弁護士、障害当事者、事業者代表及びセンター職員で構成し、全ての差別相談事案について協議・報告を行いました。

| 実　績 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
|---|---|---|---|---|---|
| 開催回数 | 8回<br>（6回） | 7回<br>（3回） | 10回<br>（1回） | 12回<br>（1回） | 6回<br>（1回） |
| 審議件数 | 53件 | 37件 | 40件 | 66件 | 45件 |
| 1回あたりの審議件数 | 6.6件 | 5.3件 | 4.0件 | 5.5件 | 7.5件 |

※（　　）：オンライン開催回数

## Ⅲ　障害者差別に関する相談に従事する人材の育成

### 地域の相談窓口従事者向け研修

「地域の相談窓口」（区役所・支所、保健センター、障害者基幹相談支援センター）に従事する職員を対象に、障害者差別解消法等について理解を深め、障害者差別相談に必要な知識や技術を向上させる研修を実施しました。

| | 実施日 | 研　修　内　容 | 参加人数 |
|---|---|---|---|
| 1 | 5月24日<br>（ハイブリッド） | ○講義「障害者差別解消について」<br>弁護士、名古屋市視覚障害者協会会長　田中　伸明　氏<br>○説明「地域の相談窓口における相談対応のポイント」<br>名古屋市障害者差別相談センター　センター長　山田 | 27人 |
| 2 | 7月31日<br>（ハイブリッド） | ○講義「居住支援から考える障害者差別解消のポイント」<br>住まいサポートなごや　所長　柳田　智美　氏<br>住まいサポートなごや　住宅相談員　杉本　みさ紀　氏<br>○事例検討（グループワーク）<br>○事例紹介<br>名古屋市障害者差別相談センター　センター長　山田 | 12人 |
| 3 | 10月16日<br>（集合） | ○講義「知的障害、発達障害のある人の理解のために」<br>名古屋手をつなぐ育成会　副理事長　濱田　智恵実　氏<br>○障害擬似体験 | 13人 |
| 4 | 1月30日<br>（集合） | ○講義「対応困難者への接し方と相談員のメンタルケア」<br>臨床心理士/公認心理師/社会福祉士　西川　絹恵　氏<br>○事例検討（グループワーク）<br><br>★虐待相談センターと合同開催 | （予定） |

## Ⅳ　障害者差別解消の推進を目的とする広報啓発事業

### １　出前講座

差別解消法、障害者差別相談センターの役割、寄せられた相談事例の紹介等により、障害を理由とする差別の解消について考えていただく講座を実施しました。

| 受講対象 | R4 | R5 | R6 |
|---|---|---|---|
| | 件数（参加人数） | 件数（参加人数） | 件数（参加人数） |
| 当事者(本人・団体) | 1件（　6人） | 1件（　5人） | 2件（ 38人） |
| 事業者(福祉サービス) | 8件（286人） | 18件（308人） | 5件（177人） |
| 事業者(一般) | 5件（101人） | 6件（155人） | 2件（ 60人） |
| 市・区役所等 | 4件（ 89人） | 4件（196人） | 2件（ 65人） |
| 一般市民 | 9件（572人） | 6件（196人） | 0件（　0人） |
| 地域関係団体 | 4件（110人） | 0件（　0人） | 0件（　0人） |
| 合　　計 | 31 件（1164 人） | 35 件（860 人） | 11 件（340 人） |

### ２　市民講演会（予定）

一般市民を対象に、障害を理由とする差別や偏見の解消について、市民みんなの課題として捉え、考えるきっかけをつくることを目的に実施します。

・日　時：令和７年２月１５日（土）午後１時３０分～３時５０分
・会　場： 鯱城ホール（名古屋市中区栄一丁目 23 番 13 号伏見ライフプラザ 5 階）
・内　容：テーマ「障害のある人もない人も共に生きる社会をめざして」
　第１部　基調講演＆トーク
　　○基調講演「障害者差別解消法がめざす社会」
　　講師　手嶋　雅史氏（椙山女学園大学人間関係学部人間共生学科教授）
　　○トーク「ダンス活動で実現するインクルーシブな社会」
　　司会　手嶋　雅史氏
　　登壇者　Mr.Takashima（愛 Wish プロジェクト代表　髙島康貴氏）
　　前川　陽氏、前川　満氏、前川　奈々氏（愛 Wish プロジェクトパフォーマー）
　第２部　音楽とダンスの舞台「ひらいてたんぽぽ唄」
　　出演　愛 Wish プロジェクト
　　演奏　栗原　幸江氏（マリンバ奏者）、スカルサクラ　Gamelan Sekar Sakura
　　特別ゲスト　山本　麻代氏（無音の舞踊家）
・定　員：６２０人

## Ⅴ　障害者への合理的配慮の提供支援に係る助成事業（令和６年10月事業開始）

### １　事業開始準備

令和６年８月より、事業開始に向け、職員１名増員し、所要の準備を実施しました。

・申請の手引きの作成
・ホームページの改修
・案内チラシの作成
・事業者への周知（DM送付：市内1,078ヶ所）　等

### ２　実績（令和６年10月～12月）

**（１）相談状況**

| 区　分 | 事業者 | 団体・ｸﾞﾙｰﾌﾟ等 | その他 | 合　計 |
|---|---|---|---|---|
| ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝﾂｰﾙ作成費 | 4件 | 1件 | 0件 | 5件 |
| 物品購入費 | 19件 | 2件 | 1件 | 22件 |
| その他照会等 | 7件 | 1件 | 0件 | 8件 |
| 合　　計 | 30件 | 4件 | 1件 | 35件 |

**（２）申請状況**

| 区　分 | | 申請件数 | 交付決定 | | 助成金交付 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 件　数 | 決定金額 | 件　数 | 交付金額 |
| 事業者 | ① | 4件 | 4件 | 39,800円 | 0件 | 0円 |
| | ② | 10件 | 10件 | 883,438円 | 0件 | 0円 |
| | 計 | 14件 | 14件 | 923,238円 | 0件 | 0円 |
| 団体・ｸﾞﾙｰﾌﾟ等 | ① | 0件 | 0件 | 0円 | 0件 | 0円 |
| | ② | 0件 | 0件 | 0円 | 0件 | 0円 |
| | 計 | 0件 | 0件 | 0円 | 0件 | 0円 |
| 合　計 | ① | 4件 | 4件 | 39,800円 | 0件 | 0円 |
| | ② | 10件 | 10件 | 883,438円 | 0件 | 0円 |
| | 計 | 14件 | 14件 | 923,238円 | 0件 | 0円 |

※「①」：ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝﾂｰﾙ作成費、「②」：物品購入費

**（３）主な申請内容**

| 区　分 | 内　容 |
|---|---|
| ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝﾂｰﾙ作成費 | ・点字シール（タクシー事業者名や車両番号等の点字表示） |
| 物品購入費 | ・折り畳みスロープ（店舗等の出入口の段差解消）<br>・筆談ボード（聴覚障害者とのコミュニケーション補助）<br>・タブレット（劇場鑑賞の際の聴覚障害者用字幕表示アプリ）<br>・ストレッチャー（寝たきりの方の病院までのタクシー輸送）<br>・傘（雨天時の屋根がない場所での車椅子のタクシー乗車）<br>・車いす（麻痺のある人の院内移動） |

## ４　「名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例」の改正について

### （１）　条例改正の方向性

ア　基本的な考え方

○本市では、障害のある人もない人も誰もが等しく基本的人権を有するかけがえのない個人として、お互いを思いやる気持ちを持ちながら、安心して共に生きることのできるまちをつくるため、条例を制定し、障害者差別相談センターを中心とした相談体制の整備とともに、市職員対応要領の策定、市民への広報・啓発など、障害者差別の解消に向けた取り組みを進めてきた。

○しかしながら、令和５年６月３日には、本市主催の名古屋城バリアフリーに関する市民討論会において、参加者から他の参加者に対する差別発言がなされ、言い合いが生じる場面があった。その場にいた職員は、言い合いを制止するため駆け付けたが、その後、別の参加者から差別用語を含む差別発言がなされたことも含め、発言の制止や注意喚起などの適切な対応を行わず、さらに、討論会終了後においても、差別発言に対する市としての説明や謝罪などの対応も行わなかったという事態が発生した。

○その原因究明、再発防止を図るために設置された検証委員会の報告において、「職員として差別発言に対する問題意識が欠如していたと言わざるを得ない」等、市職員の人権問題に対する意識の低さが指摘された。また、市が関わる障害者差別事案の相談・解決のための仕組みの構築や、市・市民・事業者による障害者理解の更なる促進の取組などを規定する条例の改正が提言された。

○本市としては、このことを重く受け止め、二度とこのような差別事案を起こさないため、市職員、事業者及び市民が「意識のバリアフリー行動」を実践することにより、障害者に対する偏見・差別のない共生社会を実現していく。

○このような決意の下、法等の改正に加えて、検証委員会の最終報告等をふまえ、所要の改正を行う。

イ　主な改正内容

| 区　　分 | 内　　容 |
|---|---|
| 目　　的 | ・「何人も、障害を理由とする差別をしてはならない」ことを明記 |
| 定　　義 | ・障害者の定義として、身体障害の種別（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由等）、精神障害に高次脳機能障害を含むことを追加<br>・事業者の定義（目的の営利・非営利、個人・法人の別を問わず、同種の行為を反復継続する意思をもって、市の区域内で商業その他の事業を行う者）を追加<br>・意識のバリアフリー行動の定義を追加<br>「周囲からの心ない言葉、偏見や差別、無関心など、障害者に対する意識上のバリアをなくすため、誰もが障害及び障害者に関する理解を深め、バリアを感じている人の身になって考え、必要な行動を起こすこと」 |
| 基本理念 | ・障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の基本理念を追加 |
| 市の責務 | ・市職員対応要領を定め、市職員が適切な対応ができるよう、研修等を通じて周知することを追加<br>・市職員の責務として、市職員対応要領を遵守し、率先して意識のバリアフリー行動を実践することを追加<br>・国及び他の地方公共団体と相互の連携を図ることを追加 |
| 事業者・市民の責務 | ・積極的に意識のバリアフリー行動を実践するよう努めることを追加 |
| 事前的改善措置 | ・事業者による合理的配慮の提供を支援するための施策を実施することを追加<br>（『障害者への合理的配慮の提供支援に係る助成事業』令和6年10月事業開始） |

| 区　　分 | 内　　容 |
| --- | --- |
| 合理的配慮の提供 | ・市及び事業者が行う合理的配慮の提供にあたっての留意点（代替措置の選択も含め、双方の建設的な対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で柔軟に対応する）を追加 |
| 相　　談 | ・地域の相談窓口の具体的な窓口（区役所、支所、保健センター、障害者基幹相談支援センター）を明記<br>・障害者差別に関する相談に的確に対応できる人材の育成を追加 |
| 助言又はあっせんの申立て・措置の求め・勧告等 | ・事業者に加え、差別事案の当事者が市の場合も、助言又はあっせんの申立て、措置の求め及び勧告等の対象に含まれることを追加<br>・障害者差別解消調整委員会から市に対して措置の求めがあった場合、勧告を行うことを追加<br>（勧告を行わないときは、その理由を公表する） |
| 啓　発　等 | ・市職員、事業者及び市民が、意識のバリアフリー行動を実践し、障害の有無にかかわらず、全ての人が互いに人格及び個性を尊重し支え合いながら暮らすことのできる社会を目指す運動（あいサポート運動）を市全体で推進することを追加<br>（『ナゴヤあいサポート事業』<br>令和 6 年 10 月事業開始） |
| 意思疎通手段の利用の促進 | ・市が利用促進を図ることとしている意思疎通手段の項目（筆談・代読・代筆）を追加 |
| 調査研究等 | ・相談事例の分析、障害を理由とする差別の解消に向けて必要な事項についての調査研究及び情報収集や情報の共有を追加 |

（注）事業者による合理的配慮の提供の義務化については、令和 6 年 4 月 1 日の法施行日に合わせて、条例改正済み

## （２）条例改正スケジュール（案）

| 時　期 | 内　　容 |
|---|---|
| 令和６年７月 | 第１回障害者差別解消支援会議（7/30） |
| ９月 | 障害者施策推進協議会（9/6） |
| | 第２回障害者差別解消支援会議（9/11） |
| 10～11 月 | パブリックコメント |
| 令和７年１月 | 第３回障害者差別解消支援会議（1/27） |
| ２月 | 改正条例の議会への上程 |
| | 障害者施策推進協議会 |
| | 改正条例施行に向けた周知（条例ガイドブック等の更新） |
| ４月 | 改正条例の施行（１日～） |

# 障害者差別相談の解決の仕組み

（令和7年4月条例改正予定）

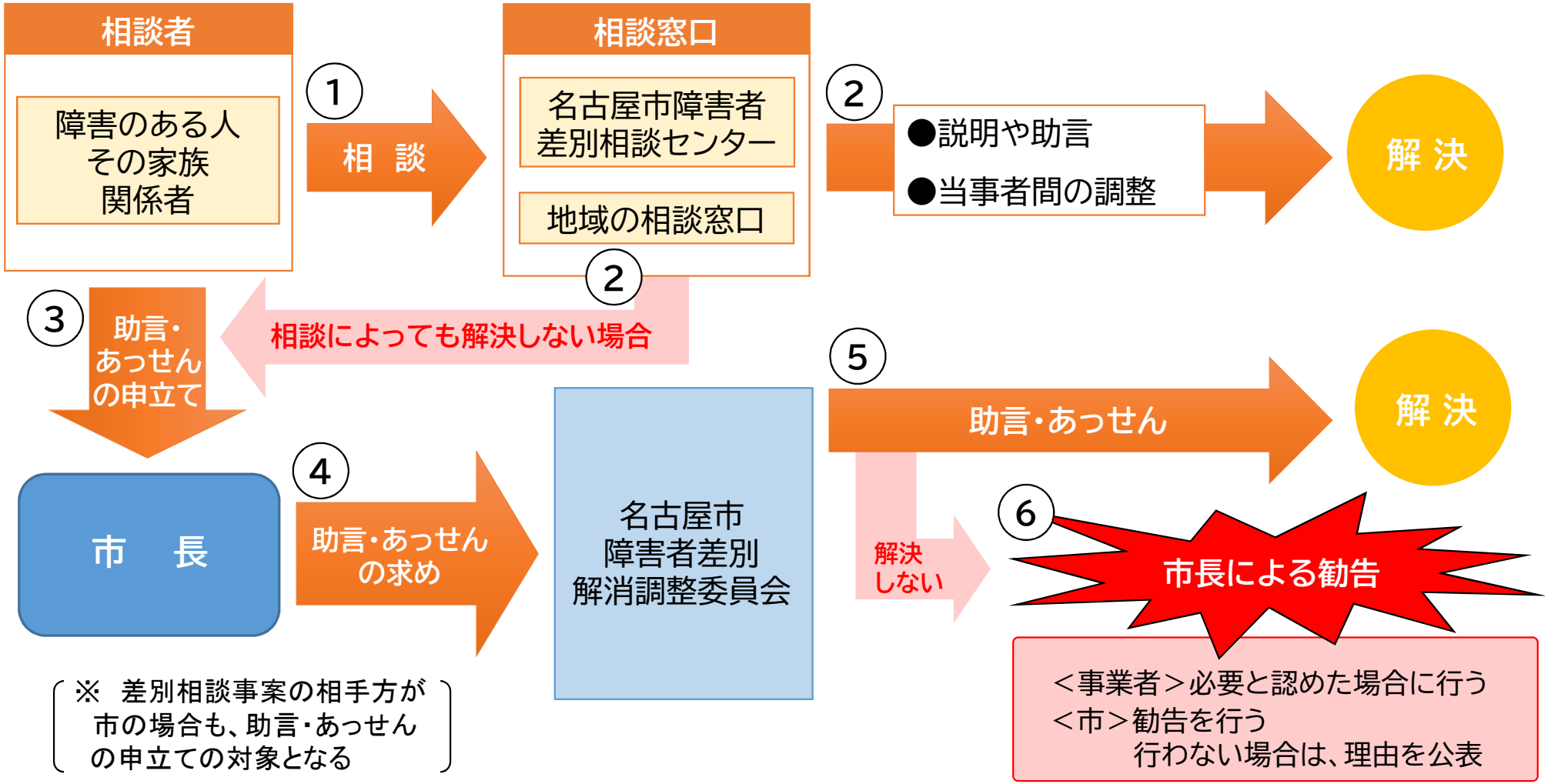

# 名古屋市障害者差別解消庁内推進会議設置要綱

（趣旨）

第1条　障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づき、本市の事務又は事業の遂行に当たり、障害を理由とする差別的取り扱いを禁止し、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を提供することについて、本市職員の対応要領を定め、市職員が率先して障害者差別解消に取り組み、もって、本市における障害者差別解消の推進を図ることを目的として、名古屋市障害者差別解消庁内推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条　推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 庁内における障害者差別解消の推進に必要な連絡調整及び関係部署の連携に関すること

(2) 障害者差別解消の推進に関する人材の養成及び資質の向上に関すること

(3) その他障害者差別解消の推進に関すること

（組織）

第3条　推進会議は、別表1に掲げる職にある者をもって構成する。

2　推進会議に会長を置き、健康福祉局主管副市長をもって充てる。

（会議）

第4条　推進会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

（幹事会）

第5条　推進会議の所掌事項について具体的な取り組みを協議するため、幹事会を置く。

2　幹事会は、別表2に掲げる職にある者をもって構成する。

3　幹事会に幹事長を置き、健康福祉局障害福祉部担当課長（障害者差別解消・バリアフリーの推進）をもって充てる。

4　幹事会の会議は、幹事長が招集し、幹事長が議長となる。

（庶務）

第6条　推進会議の庶務は、健康福祉局障害福祉部障害企画課において処理する。

（その他）

第7条　この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附　則

この要綱は、平成27年5月15日から施行する。

附　則

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

附　則

この要綱は、令和元年5月7日から施行する。

附　則

この要綱は、令和2年4月30日から施行する。

附　則

この要綱は、令和3年4月21日から施行する。

附　則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附　則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表1

| |
|---|
| 会計室長 |
| 防災危機管理局長 |
| 市長室長 |
| 総務局長 |
| 財政局長 |
| スポーツ市民局長 |
| 経済局長 |
| 観光文化交流局長 |
| 環境局長 |
| 健康福祉局長 |
| 子ども青少年局長 |
| 住宅都市局長 |
| 緑政土木局長 |
| 上下水道局長 |
| 交通局長 |
| 消防局長 |
| 選挙管理委員会事務局長 |
| 監査事務局長 |
| 人事委員会事務局長 |
| 教育長 |
| 市会事務局長 |
| 中村区長 |
| 中区長 |

別表2

| |
|---|
| 会計室会計課長 |
| 防災危機管理局総務課長 |
| 市長室秘書課長 |
| 総務局総務課長 |
| 財政局総務課長 |
| スポーツ市民局総務課長 |
| スポーツ市民局人権施策推進部人権施策推進課長 |
| 経済局総務課長 |
| 観光文化交流局総務課長 |
| 環境局職員課長 |
| 健康福祉局職員課長 |
| 子ども青少年局総務課長 |
| 住宅都市局総務課長 |
| 緑政土木局総務課長 |
| 上下水道局総務部総務課長 |
| 交通局営業本部総務部人事課長 |
| 消防局総務部職員課長 |
| 選挙管理委員会事務局選挙課長 |
| 監査事務局監査管理課長 |
| 人事委員会事務局審査課長 |
| 教育委員会事務局総務部総務課長 |
| 教育委員会事務局教務部教職員課長 |
| 市会事務局総務課長 |
| 中村区区政部総務課長 |
| 中区区政部総務課長 |